

ご案内

那医発第 165 号
令和 5 年 6 月 5 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
担当理事 平良 直人



へき地等において特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会を通じて「へき地等において特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」が届きましたのでご案内申し上げます。
また、関係文書は当会ホームページ（新着情報→【医療機関向け】各種情報提供）に掲載しております。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第 350 号 F
令和 5 年 5 月 30 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 比嘉 靖
(情報システム担当)

へき地等において特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

本通知は、令和 4 年 6 月 7 日付で閣議決定された規制改革実施計画を受け、社会保障審議会医療部会において、医療資源が限られており、受診機会が十分に確保されていないへき地等における医療の確保について議論された内容を取りまとめた旨の通知となっております。

無医地区、準無医地区等の「へき地等」において、オンライン診療を行うために、特例的に医師が常駐しない診療所の開設が認められておりますが、下記の内容を遵守することが求められています。

- ①対象となる地域は、無医地区、準無医地区等の「へき地等」に指定された区域であること。
- ②診療所の開設の申請等を受けた都道府県知事等は、医療法上の診療所の開設要件を満たしていることを確認すること。
- ③都道府県知事等は、当該診療所が「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守可能な体制が整っていることを実施調査も通じて確認すること。
- ④当該診療所の開設場所は、へき地等の地区における中心となる場所等この特例の趣旨を踏まえた場所とすること。
- ⑤地域医療に与える影響やその可能性について、地域医師会等の診療に関する学識経験者の団体等と連携して把握すること。
- ⑥概ね 1 年毎に、指針を遵守可能な体制を整えているか確認すること。
- ⑦同様に概ね 1 年毎に、オンライン診療の実施件数について報告を求め、地域医療に与える影響やその可能性について、地域医師会等の診療に関する学識経験者の団体等と連携して把握すること。
- ⑧当該診療所の管理者は、以下を満たすこと
 - ・医療法に規定する管理者として責務を確実に果たすことができるようにすること。
 - ・オンライン診療の適切な実施に関する指針を遵守することを示す別添のチェックシートを提出すること。

- ・急変時の対応について事前に合意した対面での対応可能な医療機関名(当該診療所の管理者が所属する医療機関が急変時に自ら対面での対応を行う場合は当該医療機関名)を提出すること。
- ・当該医療機関は、急変時の対応について合意した医療機関と連携可能な地域の医療機関とすること。

次に、2 においては、定期的に反覆継続して行われることのない場合又は一定の地点において継続して行われることのない場合は、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」に準じて、オンライン診療のための受診場所につき診療所の開設手続きを要しないこととされています。この場合においても、以下が求められています。

- ・巡回診療通知の第二の二(一)～(四)の手続きを遵守すること。
- ・1 の⑤、⑥、⑦を行うこと。
- ・指針を遵守することを示すチェックシートを提出すること。急変時の対応につき合意した医療機関名を提出すること。急変時の対応について合意した医療機関と連携可能な地域の医療機関とすること。

今後、具体的な運用につき、Q&A が発出される予定となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- へき地等において特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について

(令和5年5月23日 (日医発第401号(地域)))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課:平良、宮城
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp